

## ごみの出し方・資源回収にご協力ください

☎廃棄物対策課 ☎内線677または各地域庁舎市民福祉課へ

### ■連休期間中のごみ収集

5月4日(月)～6日(水)…**収集しません**

#### ○ごみは決められたごみステーションに

ごみステーションは各町内会などの地元の自治組織で費用を負担し、設置・管理しています。ごみは自分の町内会の決められたごみステーションに、指定された時間までに出してください。

#### ○資源回収運動に参加しましょう

本市では、事前に登録した子供会、町内会等の団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付しています。

回収品目の「古紙類」には、新聞、雑誌、ダンボール、飲料用パックのほか、「雑がみ」として、ティッシュペーパー・お菓子などの紙箱、トイレットペーパー・ラップの芯などが含まれます。資源の有効活用のため、ごみの分別・リサイクルにご協力をお願いします。

#### ○蛍光管・乾電池の出し方に注意！

蛍光管と乾電池は、月1回の指定日に収集します。それぞれ次のことに注意してごみステーションに出してください。

蛍光管…微量の水銀が含まれているため、蛍光管を購入した際のケースなどに入れて、割れないようにしてください

(ケースがない場合や割れてしまった場合は、新聞紙等に包んでください)

乾電池…必ず透明で中身が見える袋に入れてください

※電子・加熱式タバコ、モバイルバッテリーもほかの物と分けて蛍光管・乾電池の収集日に、透明な袋に入れて出してください。

❗ 充電式の機器は、過度な力が加わると発熱・発火する危険があります

## 日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする、5年に一度の国の最も重要な統計調査 開始100年を迎える国勢調査 調査員を募集します

☎情報企画課統計調査事務室 ☎24 - 6077または各地域庁舎総務企画課へ

#### ○熱意ある方の応募をお待ちしています

国勢調査員として調査業務を理解し熱意を持って携わってくれる原則20歳以上の方を募集します。国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。

#### ○業務期間 8月下旬～10月(予定)

※薄謝ですが報酬も支給されます。

#### ○仕事の内容は大きく5つです

- ①調査員説明会への参加
- ②担当する地域の確認
- ③調査についての説明と調査書類の配布
- ④回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
- ⑤調査票の整理と提出

市長の一筆入魂 (27)

混乱がこれほどまでに広がるか。新型コロナウイルス感染症の影響拡大が止まらない。3月2日からは市内の学校が臨時休業となり、子供たちは、突然友人たちと過ごす掛け替えのない時間を失うこととなった。人生の節目である卒業式も縮小せざるを得なかった。子供たちの健康と安全を守るためのやむを得ない措置としながら、申し訳ない思いが募る。

学校から子供たちの声が消えた一方で、朝から一日の運営となった学童保育。街をさまよう若者たち。果たしてこれがベストだったのだろうか、この思いが拭い切れない。

国からの「要請」、それに応える地方自治体や民間企業。国民の権利を制限し、義務を課す場合、法律(地方自治体では条例)に規定することが必要だ。「要請」はあくまでもお願いにすぎず、応じなければならぬ。「義務」ではない。全国の大多数の自治体が応じた一方で、いくつかの自治体では学校の臨時休業を見送った。平成12年に施行された地方分権一括法によって、国と地方は対等・協力の関係にあることが明確化されている。国と地方の役割分担、そして地方自治とは、「要請」は根源的な問題をも突き付けることとなった。

学校からビュッフェまで、休業や自粛の「要請」の連鎖は、観光業や飲食業などに影を落とす。いたずらに人の移動を制限すれば経済活動の縮小を招き、経済活動を活発にさせようとすれば感染拡大のリスクが広がる。政府か

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

## 若者のパスポート取得を支援します

☎本所食文化創造都市推進課 ☎内線527

鶴岡市の次代を担う若者の見聞を広め、グローバルな人材を育成するとともに、海外との相互交流を促進するため、パスポートを取得した若者に対し、山形県と連携し助成金を支給します。

### ■対象者

- ①平成2年4月2日～平成13年4月1日に生まれ、令和2年3月1日～31日に山形県内で発給されたパスポートを所持し、本市に住民登録がある方
- ②平成3年4月2日～平成14年4月1日に生まれ、令和2年4月1日～令和3年2月28日に山形県内で発給されたパスポートを所持し、本市に住民登録がある方



■助成額 5,000円

■助成人数 先着150人（予定）

■申請期間 来年3月31日☎まで

■申請場所 ▷本所食文化創造都市推進課  
▷本所市民課（パスポート交付時のみ）

### ■申請に必要なもの

パスポート、申請者本人名義の通帳（ネット銀行を除く）、印鑑、住民票の写し（パスポート交付時に申請する場合は不要）

鶴岡市地域介護予防活動支援事業補助金

## 運動を取り入れた介護予防活動を支援します

☎本所長寿介護課 ☎内線533または各地域庁舎市民福祉課へ

住民が主体となって介護予防や生きがいづくり等のために「通いの場」を設け、運動を取り入れた活動をする場合に補助します。

### ■活動実施期間

来年3月31日☎まで

### ■対象団体

月2回以上、1回30分以上の運動を含むおおよそ1時間30分の介護予防活動を行う65歳以上の市民5人以上の団体



### ■補助対象経費

講師謝金、コピー代、会場使用料等（飲食費などは対象外）

### ■補助金額

▷参加者数10人以上…年間5万円  
▷参加者数5人～9人…年間2万5,000円

### ■申請期間

4月1日☎～30日☎

### ■その他

- ・申請書類やチラシは、市HPからダウンロードすることもできます
- ・審査で補助の可否を決定します

らの全国規模のイベント自粛を3月10日から10日間程度継続する要請に、思いつつも、小さなイベントまで過度な自粛に陥らないようにしなければ、と思いを巡らせている。経済の停滞を可能な限り防ぎ、万一の市内での感染発生の場合に即座に対応する、狭い道を模索して。

2月上旬、「羽田便増便提案見送り」の見出しが紙面に。現状一日4便の庄内・羽田線。この5便化については、現在私が会長を務める庄内開発協議会が、平成17年度から継続して県や全日本に要望活動を行ってきた。昨年12月に募集が開始された「羽田発着枠政策コンテスト」は、県と全日空が互いにリスクを共有する仕組みが考えられているか等、具体的な政策・申請内容を協議した上で行う必要があった。1月下旬に庄内開発協議会から県に要望を行い、全日空の実務者を交えた協議の場が持たれたものの、両者が歩み寄るところまで行き着かなかった。時間帯によっては昨年誘致したジェットスタとなつた。申請することも県側の判断材料と双方の認識にややずれがあることが気が掛かりだが、いずれにせよ、県にとっても、全日空にとっても、そして庄内地域にとっても、「三方良し」の状態を作り出さなければ、物事は実現しない。自分たちに何ができるか。コロナウイルスへの対応を迫られた時、ケネディ大統領の有名なフレーズが思い出された。児童保育の子供たちのための学校体育館の開放、昼食用の弁当を提供する事業者との連携、県と協調した無利子融資など、最前線の自治体として何ができるかという視点で取り組んだ。見えないウイルスとの戦い。そして地域の長年の要望である路線の充実。それと違いになった要請や、要望を越えて、自治体の知恵が試されている。

# 鶴岡市立農業経営者育成学校「SEADS(シーズ)」いよいよ開校！

☎本所農政課 ☎内線578

農業経営者育成学校「SEADS」が4月10日(金)に開校します。「SEADS」は、本市の農業人材育成の中核施設として、平成31年1月の「農業の人材育成・確保に関する協定」締結以降、関係機関・団体が連携して開校に向けた準備を進めてきました。

「有機農業を中心に、経営に必要な全てを、座学と実践を通じて学ぶ場」として、農業の未来を担う人材の育成に本市関係者の総力を挙げて挑みます。



施設1階ロビーイメージ

## 第1期生として、13人が入校します

開校初年度となる令和2年度は、第1期生として13人を迎え入れます。首都圏を中心に域外の方がほとんどを占めています。



出身も経歴も多彩な第1期生ですが、食文化創造都市・鶴岡の未来を担う人材となることを目指し、「SEADS」で切磋琢磨されることを期待しています。市も研修生を全力でサポートします。



施設2階研修室イメージ

「SEADS」HPで研修の様子を随時お伝えする予定です！



## 一般公開講座の開講

研修生に対するカリキュラムに加え、地元農業者等を対象とした一般公開講座の開講を予定しています。詳細については、決定次第市HP等でお知らせします。

### スマート農業（ドローンによるセンシングなど）

スマート農業の基礎知識を学ぶセミナーや、ドローンによるセンシング（カメラを搭載した小型機械で作物の生育状況を計測する技術）での葉色診断などの実践研修を行い、営農活動に活用可能な知識と技能の習得を目指します。

### スマートアグリラボ（センサーシステム製作など）

温度や水位の計測のための低価格なセンサーシステムの製作・保守メンテナンスのノウハウ等を提供するラボを設置します。またラボではセンサーシステムを農業者自ら設計や製作、使用するためのサポートが受けられます。

### 鳥獣被害対策

以下の2つのコースを設けます。

- ① 農業者等が個々で実施できる対策を学ぶ
- ② 地域ぐるみでの鳥獣被害対策を学び、地域の取り組みを推進するリーダーを養成する



新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

## 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります

☑介護保険料……………本所長寿介護課☎内線187または各地域庁舎市民福祉課へ  
 国民健康保険税……………本所課税課☎内線205  
 後期高齢者医療保険料…本所国保年金課☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

次に該当する方は、4月に令和2年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成31年度(令和元年度)の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

### ※現在、既に年金から差し引かれている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引かれた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

### ■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

#### 《介護保険料》

65歳以上の方

昭和29年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象となった方  
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

#### 《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和29年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象世帯となった方  
 →2月中旬に仮徴収額決定通知書をお送りしています

#### 《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

令和元年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差引きの対象となった方  
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

### ■ 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

### ■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税(生年月日)	後期高齢者医療保険料(後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和29年4月3日～10月2日生まれ	令和元年6月1日～10月2日	4月
昭和29年10月3日～12月2日生まれ	令和元年10月3日～12月2日	6月
昭和29年12月3日～昭和30年2月2日生まれ	令和元年12月3日～令和2年2月2日	8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせく

ださい。介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

## 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業「鶴岡まち活」 市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

☎本所地域振興課 ☎内線522または各地域庁舎総務企画課へ

### ■対象事業

- ①鶴岡らしさ・地域特性を生かしたまちづくり活動
- ②市施設の整備・修繕や市管理用地の利活用
- ③若者が自発的に行うまちづくり活動や地域についての自由研究など

※営利目的、政治的または宗教的、内部の親睦のための事業は対象外です。

### ■対象団体

- ①②…市内を拠点にまちづくり活動に取り組む、構成員の過半数が鶴岡市民である5人以上の団体（営利事業者、個人は対象外）
- ③…市内の3人以上の若者（中学生、高校生、大学生等）による団体・グループ

### ■補助内容

- ①…補助対象経費の3分の2以内（上限20万円〈年1件のみ上限50万円〉）
- ②…補助対象経費（上限10万円）または原材料等

の現物支給

- ③…補助対象経費（上限10万円）

### ■事業報告会への参加

事業終了後、翌年度に開催する事業報告会で実施成果を報告していただきます

### ■応募方法・募集期間

必ず事前に相談の上、5月7日☎まで補助金交付要望書を本所地域振興課または各地域庁舎総務企画課へ

※5月下旬の審査会で補助の可否を決定します。

### 前年度の「鶴岡まち活」事業報告会と 新年度事業募集説明会を開催します

☎4月26日☎午後2時

☎場市役所本所別棟2号館21号会議室

☎申4月23日☎まで本所地域振興課へ

## 市政



### 農業委員の募集を行います

定20人 ☎農地移動等の審議、農地の利用調整、現地調査など ■報酬月額4万3,000円 ■任期 3年（11月26日から） ☎申6月1日☎～30日☎に推薦書または応募届出書を農業委員会事務局（藤島庁舎）☎64・5868へ

## 健康・福祉



### 令和2年度の特定健診・ 特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上になる市国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者に受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。受診の際は受診券と保険証が必要で、別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は期間が6月～9月です。5月1日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合はお問い合わせください

▼特定保健指導 市国保加入者で、特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関また

は本市から特定保健指導の案内を送付します。保健師や管理栄養士が専門的に適切なアドバイスを行います。自己負担はありません

▼共通 ☎健康課（にこふる）☎内線366、本所国保年金課☎内線173または各地域庁舎市民福祉課へ

### 高齢者肺炎球菌ワクチンの 定期予防接種に助成します

☎このワクチンを接種したことがない次のいずれかに該当する方 ①4月2日～来年4月1日に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある（身体障害者手帳1級） ■助成金額 4,000円（助成を受けられるのは定期接種の対象となる今年度のみ、生涯1回） ☎健康課☎内線373または各地域庁舎市民福祉課へ ☎他対象者には通知します。生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請。本人の同意があれば代理申請可能）

### 平日は忙しくて時間が取れない方等に 日曜日がん検診

☎①7月5日☎ ②9月6日☎ ☎場庄内地区健康管理センター ☎对本市に住民登録がある40歳以上の方で職場のがん検診がない方各回先着20人（乳がん検診は40歳以上で今年度偶数年齢の女

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

性) **因・費** ■ 受付時間 ▽胃がん(1,000円)・大腸がん(500円)・肺がん(200円)：午前7時30分～9時(原則全て受診) ▽乳がん(1,200円)：午前8時30分～9時30分  
**申** ①5月11日②まで、②7月13日③まで、健康課☎内線366または各地域庁舎市民福祉課へ **他**生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり(要事前申請)

### 将来の胃がん予防のために 中学生胃がん予防事業

胃がんの大きな原因であるヘリコバクター・ピロリが体に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施し、早期発見・内服治療を行います。詳しくは学校を通じてお知らせしています。

**対**本市に住民登録がある中学2年生  
**問**健康課☎内線367

### 風しんの抗体検査・定期 予防接種のお知らせ

風しんの予防接種を受ける機会のない世代の男性が、令和4年3月までに限り、抗体検査及び定期予防接種の対象者になります。自己負担はありません。

**対**昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性(案内文書を順次送付)

**問**健康課☎内線372または各地域庁舎市民福祉課へ **他**抗体検査受診後、十分な抗体価がない場合は定期予防接種の対象

種の対象

### がん患者医療用ウィッグ購入費の一部を助成します

**対**市内在住で次の全てに該当する方  
 ①がんと診断され、がんの治療を受けている ②がんの治療に伴う脱毛によって、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため医療用ウィッグの装着が必要である ③他の法令等に基づく助成等を受けていない ④平成31年4月1日以降に購入したもので過去に本事業の助成を受けていない **■**助成金額 購入費の2分の1(上限2万円。助成回数は1人につきウィッグ1個、1回限り) **■**がんの治療を受けていることの証明書類(お薬手帳、診療明細書等)、医療用ウィッグ購入時の領収書、運転免許証または医療保険証の写し、印鑑、振込先通帳の写し **申**申請書を健康課☎内線367へ **他**代理申請の場合は委任状及び代理人の本人確認が必要

### 日常生活用具を給付します

**▼**火災警報機・自動消火器 **■**65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難な一人暮らしの方等(要介護2以上または認知症自立度IIa以上)

**▼**電磁調理器 **■**65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等(介護予防・日常生活支援総合事業の基本

チェックリスト該当者または要支援1以上)

### はりきゆう・マッサージ等 施術費の一部を助成します

**対**70歳以上の方 **因**市と協定を結んでいる、はりきゆう・マッサージ師等から受けた施術1回につき1,000円の助成券を交付(年6枚、10月以降の申請については年3枚(申請は年1回)) **■**年齢を証明できるもの(保険証・免許証等)、印鑑 **申**本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ **他**鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます(学区コミュニティセンターを除く)

### 認知症高齢者等 見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者などの見守りや話し相手等を行います。

**対**市内在住の認知症高齢者等(65歳以上の方または40歳～64歳の要介護認定を受けている方)で日常生活自立度がIIa以上の方 **■**利用上限 1か月当たり80時間まで **■**費用 1時間200円(生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増しになります) **申**各地域包括支援センター・居宅介護

支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ **他**事前に担当のケアマネジャーにご相談ください

### リフト付タクシーを利用する方へ助成券を交付します

**対**市内在住で次の全てに該当する方  
 ①65歳以上または40歳～64歳で要介護認定を受けている ②市民税非課税 ③通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠 **因**医療機関への通院や入院のため、リフト付タクシーを利用する場合に、1枚当たり300円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 **■**印鑑 **申**各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

### ストレッチャー対応タクシー 運行事業に補助します

**対**市内に事業所がありストレッチャー対応タクシーを運行する事業者 **■**補助金額 市内を発着地のいずれかとする補助対象タクシーの運行回数に1,000円を乗じた額(月額上限2万5,000円)と車両維持にかかる補助対象経費の額のうち、低い方の額 **申**本所地域包括ケア推進室☎内線707

### 紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

**募集要件** ①鶴岡市競争入札参加資

格を有し所在区分が市内または準市内であること ②紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須） ③市内一円に配達可能であること ■業務開始 9月配達分から 申5月15日㊦まで本所長寿介護課☎内線193へ

### 障害者手帳の交付

障害の内容や程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。

▼身体障害者手帳 ㊦手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方

▼療育手帳 ㊦発達期に知的機能の障害がみられ、日常生活に制限のある方

▼精神障害者保健福祉手帳 ㊦精神の疾患があり、日常生活に制限のある方

▼共通 ㊦本所福祉課☎内線136または各地域庁舎市民福祉課へ ㊦既に手帳をお持ちの方で、手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は「居住地変更届」が必要です。手帳と印鑑・マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの上、届出してください

### 民生委員・児童委員が委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。次の方が委嘱されました。（敬称略）

▽羽黒地区(羽黒地域)：林裕子(昼田・富沢・黒瀬) ▽榎引地区(榎引地域)：榎本孝記(黒川下) ㊦本所福祉課☎内線138

### 税・年金・医療



所得税、市・県民税等の申告期限などが4月16日㊦まで延長されます

▼所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告 ■申告会場 エスモール2階イベント広場(電子申告へe・Tax)・郵送等での提出も可) ㊦納付期限も同様に延長されます

▼市・県民税の申告 本所課税課へ申告書を提出(郵送での提出も可)

▼共通 ㊦4月16日㊦まで ㊦確定申告：鶴岡税務署☎22・1401 市・県民税申告：本所課税課☎内線201

### 固定資産税の縦覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます ㊦納税者、納税者の代理人、納税者と同じ世帯の家族

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳(名寄帳)を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件に

ついて確認できます ㊦納税義務者、納税義務者と同一世帯の家族、納税代理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 ㊦4月1日㊦～6月1日㊦ ㊦本所課税課または各地域庁舎市民福祉課 ㊦無料(課税台帳の写しの交付は有料) ㊦運転免許証等本人確認書類(代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要) ㊦本所課税課☎内線207

### 介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談窓口を変更します

これまで介護保険料と後期高齢者医療保険料の納付相談については、それぞれ長寿介護課と国保年金課で行っていましたが、相談者の利便性向上のため、4月から市税の相談窓口と統合し納税課が担当します。

保険料の納付が困難な場合は、そのままにせず納税課の窓口までご相談ください。

㊦本所納税課☎内線221 ㊦資格・給付・保険料の賦課・減免等については本所長寿介護課☎内線187、本所国保年金課☎内線127へ

### 国民年金からのお知らせ

▼令和2年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万6,540円です(年間保険料は19万8,480円)

▼保険料の前納制度について 保険料1年分を納付書を使って一括で4月30日㊦までに納付すると割引されます。その場合の納付額は19万4,960円(3,520円割引)です

▼当月口座振替(早割制度)もお得です その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額50円割引され、保険料は1万6,490円になります。なお、前納・早割制度を利用した方が、会社等に勤めた場合や、死亡した場合等、国民年金の被保険者の資格を喪失したときは、資格を喪失した月以降の保険料が還付されます

㊦鶴岡年金事務所☎23・5040、本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

### 子育て・教育



### 病児保育・一時預かり事業実施施設が増えます

今年度開所したちわら菜の花こども園で「病児保育」を、移転・新築した南部保育園で「病児保育」と「一時預かり」を実施します。

■受入れ開始 ▽ちわら菜の花こども園 4月1日㊦ ▽南部保育園(両事業とも4月13日㊦受付開始) 病児保育：5月11日㊦ 一時預かり：4月27日㊦

▼病児保育 病気やその回復期の子供を保護者が仕事や冠婚葬祭等の理由で

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

家庭でみる事ができない場合に、看護師・保育士のいる施設で一時的に保育します

■実施施設 三井病院内カトリックルーム(☎22・3290)、ちわら菜の花こども園(☎26・7311)、南部保育園内らっころム(☎26・7155)

■受入時間 午前8時～午後6時(日曜日、祝日、年末年始を除く) 園生後2か月(各施設で異なります) 小学6年生 費1日2,000円(別途給食費) 園各施設または本所子育て推進課☎内線148へ

▼一時預かり 保護者が病気や冠婚葬祭、学校行事、育児疲れ、就労等の理由で一時的に家庭での育児が困難な場合に、次の保育園で子供を保育します。予定が分かるときは、2日前までに各園に申し込んでください。なお、園の行事等のため受け入れできない場合があります。また、保育時間や料金等は各園で異なります

■実施保育園 南部保育園、かたばみ保育園、新形保育園、大泉保育園、湯田川保育園、民田保育園、上郷保育園、藤島くりくり保育園、藤島こりす保育園、大東保育園、いずみ保育園、くしびき保育園、くしびき西部保育園

■保育時間 午前8時～午後5時30分(平日(4時間)の利用も可) 費3歳未満:1日2,600円、2、750円、3歳以上:1日1,500円、1,750円(半日利用の場合は半額。別途給食費) 園各園または本所子育て

推進課☎内線148へ

## 生活・その他



### 町内会に加入しましょう

町内会(自治会・住民会等)は、同じ地域に住む人たちが助け合い、安全・安心で明るく住みよい地域をつくるための組織で、住民同士の親睦・交流活動、ごみステーションの設置や清掃、防犯灯の設置、防犯パトロールや防災訓練及び広報の配付等も行っています。加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本所コミュニティ推進課☎内線122または各地域庁舎総務企画課へお問い合わせください。

### 住居表示実施地区で建物を新築・改築した方は届出を

■住居表示実施地区 青柳町、泉町、伊勢原町、稲生一丁目・二丁目、海老島町、大塚町、大西町、大山一丁目、三丁目、家中新町、上畑町、切添町、小真木原町、桜新町、三光町、山王町、城南町、城北町、昭和町、新海町、神明町、末広町、砂田町、千石町、大東町、大部町、大宝寺町、宝田一丁目、三丁目、宝町、長者町、朝陽町、茅原町、道形町、友江町、鳥居町、苗津町、新形町、錦町、西新斎町、のぞみ町、

馬場町、東新斎町、東原町、日出一丁目・二丁目、日吉町、日和田町、双葉町、文園町、平成町、ほなみ町、本町一丁目、三丁目、美咲町、道田町、みどり町、美原町、三和町、睦町、湯野浜一丁目・二丁目、由良一丁目、三丁目、陽光町、余慶町、淀川町、若葉町

■新築等届出書に案内図2部、配置図1部、平面図1部を添付して本所市民課☎内線158へ 他市HP

### 狂犬病予防注射の料金が改定されました

費3,300円 園健康課☎内線362または各地域庁舎市民福祉課へ

▼狂犬病予防注射は毎年春(4月～6月)に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

▼4月・5月に全地域で集合注射会場を設けます(注射料金3,300円) 登録済みの方には3月末に案内はがきを送付しています。日時・会場等は案内はがき・市HPでご確認ください(都合に合わせてどの日時・会場でも注射を受けることができます)

▼犬を飼う場合は市への登録が必要で(新規登録料金3,000円) 注射会場でも新規登録や登録事項の変更手続きができます。他市区町村から転入した方は、前登録地での鑑札をお持ちください(なくした方は別途1,600円が必要)

▼狂犬病予防注射・新規登録は動物病院でも行えます 案内はがきが必要(料金は各動物病院にご確認ください)

▼共通 園健康課☎内線362または各地域庁舎市民福祉課へ 他犬をリード等をつなぎ、ふん尿の後始末ができるよう準備してお越しくください

### 井戸水などを使用している下水道使用者の方へ

井戸水や湧き水をお使いの場合は原則としてメーターを設置していただきますが、設置が難しい場合は次のように認定します。

▽井戸水や湧き水のみを使用している家庭の場合:1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数を乗じて使用水量を認定

▽上水道と井戸水等を併用している家庭の場合:上水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定

世帯人数に変更があった場合は速やかに届出をお願いします。

園上下水道部総務課☎23・7731

### 浄化槽を設置・交換する方へ

▼合併浄化槽を設置する方への補助 今年度、鶴岡地域、羽黒地域の対象区域で、合併浄化槽(5人槽、10人槽)を設置する方に補助金を交付します。その他の地域の対象区域については、市が設置します

▼合併浄化槽に交換する方への補助

対象区域で単独浄化槽・汲み取り便槽を合併浄化槽に交換（新築・建替えは対象外）する方に、山形県浄化槽整備促進事業に基づく補助金を交付します

▼排水設備工事を行う方への補助 対象区域で、合併浄化槽を設置するために、排水設備工事（既設の汲み取り便所の改造または既設の単独浄化槽の廃止を伴うものに限る）を行う方に補助金の交付または融資あつせん及び利子補給を行います

▼共通 ■対象区域 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水処理計画区域を除く区域 申上下水道部下水道課 ☎25・5860 他いづれも予算の上限に達し次第終了します

### 下水道用自己メーターの管理について

メーターは計量法によって有効期限（8年間）が定められています。自己メーターを設置の方は、期限が切れる前に、交換や撤去など適切な管理をお願いします。既に期限が切れている場合は、不具合で正確な検針ができない場合もありますので、早急にご対応ください（交換などに係る費用は自己負担）。また、違法な接続は処罰される場合がありますのでご注意ください。

☎上下水道部水道課 ☎23・7732

### 「緑の募金」にご協力を お願いします

5月4日㊦の祝日「みどりの日」は、

国民が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育む日です。4月15日㊦～5月14日㊦は「みどりの月間」として、全国で「緑の募金」活動が実施されます。この募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に有効に活用されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。また、緑化事業を行う団体への交付金制度による助成を予定しています。

☎本所農山漁村振興課 ☎内線559または各地域庁舎産業建設課へ

### 農作業中の事故に注意 しましょう

5月31日まで「見直そう！農業機械作業の安全対策」をテーマに「春の農作業安全確認運動」を実施します。次のことに留意し、安全な作業を心掛けましょう。また、万が一に備え、

- ▽作業前に安全確認、環境整備を
  - ▽作業に適した服装で
  - ▽点検整備はエンジン进行を止めて
  - ▽計画的な作業で、適度な休憩を
- ☎本所農政課 ☎内線579または各地域庁舎産業建設課へ

### 春の山菜採りシーズンを迎えます 山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。

- ▽1人で出掛けない
- ▽行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する
- ▽携

帯電話等の通信手段を確保する

▽道に迷ったらむやみに動き回らない

▽早く出掛けて早く帰る

また、ダニを媒介とする感染症ウイルスへの対策として、山に入る際は長袖を着用するなど肌を露出しない服装を心掛けましょう。

☎本所防災安全課 ☎内線662

### 「ひとづついいね」で確認火の用心 春季火災予防運動を実施します

4月9日㊦～22日㊦の2週間、「住宅防火対策の推進」等を重点目標に掲げ「春季火災予防運動」を実施します。空気が乾燥する春先、たき火、たばこなどが原因の火災が多発しています。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。

☎消防本部予防課 ☎22・8332

### 「守りたい森と未来を 炎から」 山火事注意！多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・たばこ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山林に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による森林の焼失を防ぎましょう。

☎本所農山漁村振興課 ☎内線559または各地域庁舎産業建設課へ

### 野焼きは法律で 禁止されています

例年春先に野焼きによる火災が多発

しています。野焼きとは、廃棄物等を屋外で燃やす行為で、大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来します。

また、違法に焼却すると懲役または罰金が科せられます。ドラム缶やブロツク囲いでの焼却、基準に合わない焼却炉の使用も禁止されています。

### 農産物等の加工に取 り組んでみませんか

☎市内在住の農林漁業者または農林漁業者が主体の団体が行う、農林水産物の加工に新たに挑戦する事業、食品加工業者と連携して加工品開発に取り組む事業、グリーン・ツーリズムに関する事業

■補助金額 事業費の3分の2以内（上限30万円） 申4月24日㊦まで本所農政課 ☎内線574または各地域庁舎産業建設課へ 他締切り後も予算の範囲内で随時受付。市HP

### 農産物等の販路拡大に取 り組んでみませんか

☎対農業者が中心の団体、農協、直売組織、農業生産法人などが行う、首都圏等の県外で開催される商談会への出席、バイヤー等との商談などの販路開拓活動

■補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限は国内10万円、海外25万円） 申4月24日㊦まで本所農政課 ☎内線589または各地域庁舎産業建

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

設課へ ⑩締切り後も予算の範囲内で随時受付。市HP

### 農商工観連携・6次産業化 相談窓口等をご利用ください

市では、市内農林漁業者・商工業者等で農商工観連携及び6次産業化に取り組み意欲がある方の相談に応じサポートするため、「食文化創造都市・鶴岡 農商工観連携・6次産業化相談窓口」を本所農政課・商工課、各地域庁舎産業建設課に設置しています。気軽にご相談ください。

①本所農政課内鶴岡食文化創造都市推進協議会 ☎内線574、本所商工課 ☎内線591または各地域庁舎産業建設課へ ②6次産業化関連施策等の情報をまとめたガイドブックは市HP

### つるおか・アグリメール 配信のご案内

農業者向けの補助金、研修会、商談会、災害防止等の各種案内をメールでお届けします。

■配信日 不定期 ■配信者 本所農政課 ■登録方法 件名に「メール配信希望」、本文に氏名、住所、電話番号、メールアドレスを明記し、同課に電子メールまたはFAX25・8763を送信 ③本所農政課 ☎内線574 ④市HP

### アメリカシロヒトリの防除 説明会を開催します

アメリカシロヒトリは小型の蛾で、

幼虫は樹木の葉を食害します。被害の拡大を防ぐためには、早期の発見と駆除が大切です。

⑤4月28日⑥午後6時30分 ⑦総合保健福祉センター（にこふる） ⑧町内会、自治会 ⑨有効な防除方法と薬剤散布の注意点の説明、噴霧機械の貸出し・薬剤提供の抽せん会 ⑩本所環境課 ☎内線720

### 松くい虫防除にご協力を

庄内海岸林における松くい虫防除のため、被害木の伐採を6月上旬まで、薬剤散布を5月下旬〜6月下旬に下川地区と湯野浜地区で実施します。該当する森林所有者及び周辺住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

①本所農山漁村振興課 ☎内線597

### ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間もない幼鳥を見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救護をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。

①本所農山漁村振興課 ☎内線559または各地域庁舎産業建設課へ

### 春の交通安全県民運動が 実施されます

「高齢者と子どもの交通事故防止」等を運動の重点として、4月6日①〜15

日②に実施されます。

春は、交通ルールに不慣れた新入学生児童（園児）や運転が未熟な新社会人等が増え、さらに高齢者の屋外での活動が活発化することから、交通事故の多発が懸念されます。「よく見て 確認 ゆとり行動」を心掛け、特に子供や高齢者に対して、思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。

①本所防災安全課 ☎内線179

### 運転免許自主返納者の外出を支援します

①バス回数券またはタクシー乗車券の交付（5,000円分）、運転経歴証明書等の発行手数料への補助 ②本所防災安全課 ☎内線179

### 4月1日からの庄内交通路線バスダイヤ改正について

■主な改正内容 ▽清川線の一部区間廃止（エスマール〜外内島間廃止） ▽温海管内路線の一部廃止（10月1日から） ▽お盆（8月13日〜16日）、年末（12月30日・31日）、年始（1月4日・5日）は全路線日曜祝日ダイヤで運行 ※時間の変更等の改正もあります。詳細は庄内交通HP。

■路線バス時刻表（冊子） 全戸配布は行いませんので、必要な方は市役所本所、各地域庁舎、庄内交通各営業所、バス待合所、観光案内所などで入手してください

①本所地域振興課内「鶴岡市地域公共

交通活性化協議会」事務局 ☎内線522または庄内交通 ☎22・2600へ

### 日本赤十字社 救急法等の講習会に講師を派遣します

①町内会や事業所、学校、サークル等の団体 ②救急法：急病人に対する救命手当てとけが人に対する応急手当の仕方 ▽水上安全法：水の事故に遭った人の救助と手当ての仕方 ▽雪上安全法：スキー場でのけが人に対する手当ての仕方 ▽健康生活支援講習：健やかな高齢期を過ごすための知識と技術 ▽幼児安全法：乳幼児の急病とけがに対する手当ての仕方 ③本所福祉課 ☎内線272または各地域庁舎市民福祉課へ

### 毎年4月2日は世界自閉症啓発デー 4月2日〜8日は発達障害啓発週間

自閉症や発達障害への理解啓発のため、いやし・希望・穏やかを表す「青」をシンボルカラーとして、世界各地でイベントやライトアップなどが行われます。市内でも、荘銀タクト鶴岡や鶴岡アートフォーラムで、青を基調としたライトアップなどの装飾を行います。

自閉症の人たちが生活しやすい社会は、みんなが幸せに生活できる社会につながります。自閉症をはじめとする発達障害について理解を深め、互いに個性を尊重し合い、支え合う社会を目指しましょう。

①本所福祉課 ☎内線130